

令和 5 年 1 月 6 日

事業主 様

千葉県医業健康保険組合

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険・厚生年金保険料に係る標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について

平素は当組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 4 年 7 月から令和 4 年 9 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方について、特例措置が講じられているところですが、今般、**令和 4 年 10 月から令和 4 年 12 月に**新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、特例措置（令和 4 年 12 月を急減月とする申請をもって終了）が講じられることになりました。

今回の特例改定の内容と申請手続きは、次の注意点と別添のリーフレットにご留意いただいたうえでご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、届出に必要な書類は、裏面のとおりになります。

また、社会保険労務士等へ業務委託されている場合は、委託先へもお伝えいただきますよう併せてお願い申し上げます。

【注意点】

- 被保険者への十分な説明と同意が必要となります。
- 改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることとなります。
- 特例改定にて標準報酬月額を下げた場合、休業解消後に標準報酬月額が 2 等級以上上昇した場合は、改定の届出が必要となります。

【必要な書類】

1. 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届〔特例〕
【令和4年8月から令和4年11月を急減月とする場合】
(日本年金機構ホームページ「以下、機構HP」からダウンロード)
2. 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届〔特例〕
【令和4年10月から令和4年12月を急減月とする場合】
(日本年金機構ホームページ「以下、機構HP」からダウンロード)
3. 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届〔特例〕
【8月報酬による定時決定の場合】(機構HPからダウンロード)
4. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書
【月額変更届(特例)用(令和4年8月から令和4年12月を急減月とする場合)】(健康保険分は組合HPからダウンロード・厚生年金分は機構HPからダウンロード)
5. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書
【月額変更届(特例)用(令和4年10月から令和4年12月を急減月とする場合)】(機構HPからダウンロード)
※同意書は提出不要ですが、届出日から2年間は書類を保管しておいてください。
6. 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届〔特例〕
【休業が回復した場合】(機構HPからダウンロード)

【申請期限】

- ・令和4年10月から11月を急減月とするもの
令和5年1月31日(必着)
- ・令和4年12月を急減月とするもの
令和5年2月28日(必着)